

現状

●入退院時、病院と関係機関とのスムーズな連携ができていない。

●在宅医療を担う医師や歯科医師、看護師などの提供体制に差異があり、安定した在宅医療の提供体制の確保が難しい地域があります。

提供体制

- 訪問診療を実施する診療所数
- 在宅療養支援診療所数
- 在宅療養支援歯科診療所数
- 在宅患者調剤加算薬局数
- 在宅療養支援病院数
- 在宅療養後方支援病院数
- 訪問看護S T数
- 退院支援加算を算定する病院
- 入院機関とケアマネ連携数
- 在宅看取りを実施する診療所数

短期(3年後)

圏域版から記載

課題

- ◆入退院時における病院と関係機関との連携が不十分なため、情報共有の具体策等について、圏域全体の水準向上を図る必要があります。
- ◆24時間365日在宅医療を可能とするためには、広域的な連携や後方支援体制の構築等により安定した訪問診療体制を充実させる必要があります。

圏域版から記載

計画中間年(2020年度)までの取組

- ・入退院時において関係機関とのスムーズな連携を図るため、マニュアルの作成、周知、ICT導入等情報共有の取組を支援します。
- ・24時間365日の在宅医療支援の在り方、方向性について検討します。
- ・切れ目のない継続的な医療提供体制を確保するため、訪問診療や訪問看護の拡充を図るとともに、緊急時の受入れ等、後方支援のシステムづくりについて取組みます。

あるべき姿

計画最終年

- 入退院時における病院と関係機関とのスムーズな連携
- 24時間365日在宅医療を提供可能とする体制の整備

府域版における目標設定項目

参考

- 訪問診療を実施する診療所数
- 在宅療養支援診療所数
- 在宅療養支援歯科診療所数
- 在宅患者調剤加算薬局数
- 在宅療養支援病院数
- 在宅療養後方支援病院数
- 訪問看護S T数
- 退院支援加算を算定する病院
- 入院機関とケアマネ連携数
- 在宅看取りを実施する診療所数

赤字については平成30年4月のデータを提供

圏域では、必要に応じて使用

取組に対する年度目標（記載例）

- ・まず2020年の到達イメージを明らかにする。
- ・計画中間年までの取組みを具体化して記載する。

2020年の到達イメージ

- ・ 入退院時の関係機関のスムーズな連携  
⇒後方支援機能の運用ガイドラインを作成し、各病院で運用が進むことで、入退院時の連携がスムーズになり、切れ目のない継続的な医療提供体制を確保できる。

2018年度

- （目標） 運用ガイドラインの作成
- ①ワーキングメンバーの決定
  - ②ワーキングの立上げ
  - ③入退院調整の課題の整理
  - ④ガイドラインの作成

2019年度

- （目標） ガイドラインの周知
- ①モデル実施
  - ②問題点と課題の整理
  - ③ガイドラインの周知

2020年度

- （目標） ガイドラインに基づく運用ルールの確立  
圏域内全医療機関の80%に普及
- ①各病院で運用ルールの作成
  - ②各病院での体制整備（担当者の配置等）
  - ③運用ルールに基づく入退院調整の実施

参考指標） 医療機関とケアマネ連携数の増加  
退院支援加算を算定する病院の増加

何をもちて評価するか指標を設定

現状

- ・医療（介護）資源は圏域北部が不足しています。
- ・入退院時における病院と関係機関との連携が不十分な地域があります。
- ・在宅医療の体制を24時間365日対応可能にすることが現状では困難です。

提供体制

●訪問診療を実施する診療所数	274
●在宅療養支援診療所数	192
●在宅療養支援歯科診療所数	120
●在宅患者調剤加算薬局数	155
●在宅療養支援病院数	5
●在宅療養後方支援病院数	2
●訪問看護S T数	109
●退院支援加算を算定する病院	28
●入院機関とケアマネ連携数	3614
●在宅看取りを実施する診療所数	40
●在宅看取り（ターミナルケア）を実施する医療機関	108

短期(3年後)

課題

- ・圏域内の医療機関との連携はもとより、住民の生活圏を考慮した広域連携等により、安定した訪問診療の確保を行う必要があります。
- ・医療と介護の連携について、圏域内市町での取組みを情報交換する等により圏域全体の水準向上を図る必要があります。
- ・在宅医療を担う医療関係者の確保、後方支援体制の構築等の課題を克服する必要があります。

計画中間年(2020年度)までの取組

- ・安定した在宅医療を提供するため、病院を中心とした関係機関同士の連携会議等で、中核的な病院が在宅療養後方支援病院となるよう後方支援体制を整備する等の取組みを支援します。
- ・入退院時において関係機関とのスムーズな連携を図るため、情報共有の取組みを支援します。
- ・関係機関の連携体制を構築するため、在宅医療に従事している関係者が市町の連携会議等に参画できるよう、保健所が橋渡し役になり進めていきます。
- ・24時間365日の在宅医療推進のための薬剤師会を中心にした薬局ネットワーク化の取組みを支援します。
- ・住民の生活圏を考慮し、府外の医療機関との広域連携の構築に努めます。

あるべき姿

- ・住民の生活圏を考慮し、府外の医療機関との広域連携の体制が確保されています。
- ・入退院時における病院と関係機関との連携が、圏域全体で十分にできています。
- ・24時間365日在宅医療の対応可能な体制が整備されています。

参考

●訪問診療を実施する診療所数	370
●在宅療養支援診療所数	272
●在宅療養支援歯科診療所数	170
●在宅患者調剤加算薬局数	219
●在宅療養支援病院数	8
●在宅療養後方支援病院数	3
●訪問看護S T数	161
●退院支援加算を算定する病院	40
●入院機関とケアマネ連携数	4288
●在宅看取りを実施する診療所数	66

# 現状に記載されているデータについて

- 訪問診療を実施する診療所数 ・ 在宅看取り(ターミナルケア)を実施する診療所数  
入院機関とケアマネ連携数(介護支援連携指導料算定件数) NDBデータ 【平成28年】  
※医療計画目標値「在宅看取りを実施している医療機関数」について  
目標値の計算では医療施設調査の数を使用している。  
医療施設調査とNDBデータでは調査方法が異なるため、単純に比較できないため  
参考値として示した。
- 在宅療養支援診療所数・在宅療養支援歯科診療所数 在宅患者調剤加算薬局数  
在宅療養支援病院数・在宅療養後方支援病院数・退院支援加算を算定する病院  
近畿厚生局調べ 【平成29年4月1日現在】
- 訪問看護ST数 全国訪問看護事業協会「訪問看護ステーション数調査結果」【平成28年】

取組に対する年度目標

- ・まず2020年の到達イメージを明らかにする。
- ・計画中間年までの取組みを具体化して記載する。

2020年の到達イメージ

2018年度

(目標)

2019年度

(目標)

2020年度

(目標)

(参考指標)